慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	為替清算制度
Sub Title	
Author	岩田, 仭
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.4 (1936. 4) ,p.527(105)- 564(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19360401-0105
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360401-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

爲替清算制度

岩田仞

目次

第一節　爲替清算制度への必然性
第二節　爲替清算制度の形態的研究
第三節　爲替清算制度の通貨政策的意義並びに效果
第四節　爲替清算制度の貿易政策的意義並びに效果

爲替清算制度は輸入割當制度と共に、最近に於ける各國貿易政策の動向を最も特色付けるものである。然もそれは割當制度の如く單に一わの貿易統制の具體的手段であるばかりでなく、それ自體新しい國際間の財貨交易の方法であり、幾多の複雜な問題を包含して居る。從つて種々なる觀點から之を考察し得るのであるが、爲替清算制度が一つの財貨交易樣式である點からして、それは外國爲替に依らざる國際間の財貨交換乃至國際收支決濟方法の一形態であると定義する事が出來やう。輸入割當制度と同樣に制度そのものが未だ過渡期にあり、從つてその概念的規定並びに用語上の不統一は免れないが、右の如き定義は多くの論者に異論の無い所である。(註一)然らば如何にし

てかゝる交易樣式が顯はれるに至つたか。爲替清算制度への必然性と云ふ問題から考察を進めやう。

註一　cf. League of Nations, Enquiry into Clearing Agreements. 1935. p. 26. — Paul Einzig, Exchange Control. 1934. p. 15 — Walter Greiff, Die neuen Methoden der Handelspolitik. 1934. S. 44. — Richard Reisch. Der internationale Kapitalismus und die Krise. 1932. S. 346.

谷口吉彥著「貿易統制の研究」二五〇頁―平野常治著「最近貿易及貿易政策」八四頁―宮川貞一郎著「新貿易方策と爲替」四五頁―有澤廣巳述「世界貿易の新樣相に就て」二〇頁―竹內謙二著「貿易及貿易統制」三一二頁等參照。

第一節　爲替清算制度への必然性

戰後に於ける資本主義經濟機構の急激な變革は、好むと好まざるに拘らず各國經濟政策の自由主義より統制主義への急轉を齎した。最近の爲替政策の著しい發展も亦その例に洩れないものである。戰前に於けるが如く國際金融機構が充分に伸縮性と自律性とを持つ場合には、爲替政策は爲替現象に對して單に間接的に干涉するだけでその所期の效果を擧げる事が出來た。各國相互の金融的關聯が密接であり、通貨の自動的調節作用が充分に發揮され、換言すれば金本位制度の對外的機能の完全なる發現が認められる時には、國內的金融政策は直ちに爲替相場に反響を與へ、爲替相場に對する工作は對內的金融政策を以てして充分效果的であり得たのである。又同時に爲替相場の變動が一定の限界內に局限される以上、爲替干涉の政策目的も亦さして緊急なものでなく、一般金融政策の派生的なものに過ぎなかつた。即ち戰前に於ける爲替政策の主要な形態として、割引政策と公開市場政策とが擧げられる。

併し乍ら一度國際間の金融機構が動搖を來し金本位制度が破綻するや、各國の爲替干涉の政策的要求は强まり、又間接的な干涉手段は效果薄となつてしまふ。此處に於て爲替干涉を一義的目標とする直接的な政策手段の必要を見るのである。即ち爲替市場に出動してその需給に直接干涉する事に依つて爲替相場を左右せんとする爲替賣買政策が行はる。

而して世界恐慌勃發以後客觀的情勢は更に進展し、金融恐慌の世界的な慢延をみたのである。中歐、南米に於ける農業恐慌の激化は先づ之等の國を金融恐慌、本位貨恐慌に捲き込み、莫大な資金の引上、外國爲替の欠亡、金準備の涸渴、金本位停止、對外モラトリアム宣言の一聯の過程が進んだ。かゝる金融危機は直ちに各國へ波及して世界金融機構の中樞英國を襲ひ、金ブロック諸國をも揺がせてしまつた。以上の如き國際的金融恐慌は各國の爲替相場の亂調子の變動を引起すのみならず、資本の逃避、金の流出が準備金を欠亡せしめ、各國の通貨制度自體を脅かすに至つた。從つて各國爲替政策の要求は單に爲替相場の安定と云ふ事ばかりでなく、更に進んで通貨制度の擁護と云ふ緊急な目的を持つ事となる。斯くる情勢下にあつて爲替賣買政策は決して效果的ではない。更により以上に直接的な爲替統制手段が要求される。爲替賣買政策は爲替市場の需要供給の條件に干涉する事に依り單に間接的に爲替相場に影響を與へるのであつて、未だ其處には自由の余地が充分殘されて居る。然るに現在に於ては更に一歩を進めて爲替市場の需要供給の條件そのものを制限、割當、禁止する事に依り直接的に統制せんとする最も狹義に於ける爲替管理政策が爲替政策手段として重要な地位を占むるに至つた。各國に於て、その形式は異つて居るが、外國爲替の欠亡の見地からして、金融的債務に關して資金を移動する事、並びに輸入代金支拂の爲に外國爲替を購入する事を或る程度制限するか或ひは全く停止せしめる手段が採られて居る（註二）。

以上の如き國際的金融混亂に基く爲替統制の强化が、世界經濟にとつて何を意味するかは明らかである。爲替機

構に對する干渉障害は先づ自然的な、自働的な國際間の收支決濟過程に著しい變化を齎す。云ふ迄もなく世界經濟は各國間の財貨と資金の相互交流關係である。從つて國際貿易は、資金の圓滑な移動を待つて始めて順調な發展を遂げるのであつて、資金移動の制限更に停止は自由なる財貨交易を不可能ならしめ、國際貿易關係を極度に狹隘化する。而して上述せる爲替統制の强化は、金融的な要求に基いての非常手段として生れ出たものであつて、必ずしも國際間の經濟關係を積極的に制限せんとする企圖を意味するものでない事は注意しなければならない。

戰前世界經濟は發展の一路を辿つた。自然的分業並びに社會的分業に基き、世界各國は國際貿易に參加する事に依つてその國民經濟の維持發展を可能ならしめたのである。世界貿易の趨勢は先進國に依る後進國の開發過程として發展し、工業國からの製造品生産財輸出、後進國からの原料品食料品輸出が貿易の中心をなして居た。而して之は云ふ迄もなく後進國の工業化を齎し、殊に世界大戰に依る世界貿易の一時的停止は更にその傾向を助長せしめ、他方先進國の再農業化をも促したのである。かくて戰後國際分業の基礎的事情は著しい變化を遂げ、各國に於けるアウタルキーの傾向が盛んに唱へられるに至つた。併しかゝる趨勢も決して完全な自給自足化を意味するものではなく世界分業の根强き反抗が見出され、現在に於て先進國の再農業化、後進國の工業化がどの程度に迄進んだか、その發展性が問題となつて居るに過ぎないのである（註三）。國際貿易の自然的社會的要因は依然として存在し、原料食料品資源並びに生産力發展の差異は各國をして不可欠の貿易商品を生ぜしめ、原料品食料品と工業品の交易が今尙主要な貿易形式をなして居る。又屢々云はれる如く、資本主義經濟の現段階の特質として商品輸出と同時に資本輸出が行はれ先進國と後進國との間には工業國と農業國との關係からばかりでなく、債權國と債務國との關係からしてもその貿易關係は重要性を持つて居る。兩者間の貿易の縮少乃至停止は、同時に債權の回收不能、債務の支拂停止を意味する。殊に大戰に依つて國際間の負債關係は革命的な變化を來した。

かくて戰前に於て國際貿易關係と國際金融關係とは平行的に發展したにも拘らず、今や兩者の不均衡は顯著となつた。即ち一方に於て各國はその金融的混亂に基く爲替統制の强化に依つて國際貿易は必然的に萎縮せしめられる傾向にあるにも拘らず、他方に於て各國國民經濟にとつて國際間の一定の貿易關係の維持發展が要求されて居る。殊に激烈な金融恐慌に襲はれ爲替制限乃至禁止を極端に行ふ事を余儀なくせられた中歐、南米の諸國は、多くの場合單種農業國であり同時に債務國であつて、必要品の不可欠輸入と對外債務支拂の爲に外國爲替の需要は殊に强烈である。又比較的金融の安全を得て居る諸國も、之等の國の爲替管理强化の結果は貸付資金の回收が不可能となり、之等の國への輸出の萎縮停止に依つて甚大な打擊を蒙る。今や爲替統制と貿易關係の相剋は何等かの方法に依つて解決されなければならない情勢に立至つて居る。本稿で問題とせんとする爲替清算制度の直接的な動機も此處に見出せるのである。國際金融機構が混亂し、爲替市場の作用が萎縮した今日、通貨の國際的移動を待たずして財貨交易乃至國際間の決濟を可能ならしめなければならない。從つて爲替清算制度はその效果が一時的なりや否やは別問題として、現在の世界經濟の矛盾の合理的な解決策であり、又必然的に到達すべき通商の新樣式であると云ひ得やう。

爲替清算制度は先づダニューブ、バルカン諸國に於て特に急速な普及を見た。國際聯盟の調査に依れば一九三五年三月現在、東歐中歐の諸國即ちチェコスロバキヤ、獨乙、墺太利、匈牙利、羅馬尼、ブルガリヤ、ユーゴースラビヤ、希臘、土耳古の諸國相互間に二十四の協定が成立した。（註四）云ふ迄も無く之等諸國は例外なく金融的に虛弱な國家であり、自國通貨制度擁護の爲に嚴重な爲替管理を施行し、然も相互に貿易を行ふ緊急の必要に迫られて居るのである。國際聯盟の爲替清算協定締結の目的に關するクェスチョネアに對する之等諸國の回答の二三を示せば

次の如くである。（註五）

希臘「希臘が清算協定を締結した目的は先づ第一に外國爲替の欠亡の爲に貿易を續け得ない諸國との貿易を容易ならしめる事である。」

ユーゴースラビヤ「自由なる外國爲替無くして貿易關係を維持する事である。」

匈牙利「貿易を維持し、貿易支拂決濟を容易にし、商業債務を決濟し、爲替管理を强化する事である。」

而してダニューブ、バルカン諸國を始め、中歐東歐の金融的に虛弱な國は相互に清算協定を締結すると同時に自國に對して債權國的地位にある金融の比較的安定せる西歐諸國とも協定をなすに至つた。之等債權國は債務國の爲替管理に依つて、彼等の商業的並びに金融的債權は焦付き、輸出貿易も減退した爲、債務國と爲替清算協定を締結する事に依つてかゝる困難から脫する事を望むのである。瑞西が債權國として爲替清算協定に乘り出した最初の國であり、瑞西を始め佛蘭西、白耳義、伊太利は何れも獨乙、匈牙利、羅馬尼、ブルガリヤ、土耳古、ユーゴースラビヤの諸國と協定を結んで居る。其の他獨乙は諸威、瑞典、フィンランド、丁抹、和蘭等の北歐諸國と、又希臘、土耳古は諸威と、ラトビヤ、エストニヤは佛蘭西、瑞西と、それ〴〵清算協定を締結した。之等は何れも爲替管理國と健全通貨國との間の協定であつて、後者が前者の外國爲替管理の爲に困難となつた輸出代金確保が先づその主要な目的となつて居るのである。（註六）

佛蘭西「清算協定締結の佛蘭西の唯一の目的は、多數の國家に依る外國爲替移動の制限乃至禁止に拘らず、佛蘭西輸出の規則的な支拂を確保する事であつた。」

和蘭「一般に、外國爲替管理の影響から和蘭貿易を防禦する爲である。」

瑞西「輸出業者の利益を保護する爲、相手國に於ける外國爲替に課せられた制限の影響を除去する爲である。」

前述せる如く此の爲替管理國と健全通貨國間の關係は多くの場合同時に又債權國と債務國との關係にあり、然も後者の爲替管理、對外モラトリアムの爲に貸付債權の回收が不可能な狀態にあつて、清算協定を通して之等凍結債權の回收をも企圖されて居る。（註七）

希臘「爲替清算協定は債務の遲滯を清算する目的を以て清算協定を締結するやう方法が講ぜられた。そして事實之等の協定に示されて居る。」

エストニヤ「佛蘭西の債權を回復する爲に佛蘭西に依つてなされた一方的清算制度に依る。」

ルーマニヤ「債務國のルーマニヤに對する、又はルーマニヤの債權國に對する支拂不能から生じる狀態の改善である。」

和蘭「獨乙、智利に對する將來の輸出の支拂を確保し、種々なる債務を決濟する爲である」

ブルガリヤ「佛蘭西、伊太利、白耳義、瑞西、獨乙、匈牙利、墺太利、土耳古に對して、その舊商業債權を決濟する爲である。」

更に中歐東歐諸國と同じ事情に置かれて居る智利、エクアドル等南米の諸國も亦、佛蘭西、瑞西、白耳義、和蘭等と爲替清算協定を行ふに至つた。又中歐東歐諸國間の協定と同性質の協定は智利と獨乙、伯剌西爾との間に締結された。以上の如く最近の爲替清算制度の發展は著しく、聯盟の調査に依れば一九三五年三月一日現在七十七の清算協定が成立した事を報告して居る。

註二　爲替政策手段の形態並びに發展に關しては、Pa - Einzig, ibid. pp. 9-57. 金原賢之助著「外國爲替・金・銀」二六〇—二

八五頁參照。

註三　ワーゲマンに依れば世界分業の現狀は世界貿易を好況時の三分の二以下に縮少せしめる事を許さないと。Ernst Wagemann "Wird der Welthandel noch weiter schrumpfen?" B. T. 20. Juni. 1934.

註四　League of Nations, ibid. pp. 152-153.

註五　League of Nations, ibid. p. 59, 61, 60.

註六　League of Nations, ibid. p. 56, 60, 61.

註七　League of Nations, ibid. p. 57, 56, 60, 60, 58.

第二節　爲替清算制度の形態的研究

國際間の貸借の決濟の究局の手段は金の現送であり、更に發展した形態として外國爲替に依る決濟方法が存在する。然るに最近に於ける金本位の停止、爲替管理の施行等の結果之等の方法に依る國際收支決濟は困難となり、各國は之に代り得る手段を求めざるを得なくなつた。筆者は本稿冒頭に於て爲替清算制度は此の外國爲替に依らずして國際間の交易を行ふ一つの樣式であると漸定的に定義した。而してかゝる方法として現在吾々は幾多の形態を見出すのであつて、制度それ自體未だ創設後日淺く之を系統的に分類する事は容易ではない。更に爲替清算制度（exchange cleaning system）と財貨清算制度（goods cleaning or compensation system）との用語上の混亂は一層その形態的研究を困難ならしめて居る。（註八）　併し乍ら清算制度は制度の組織化と云ふ點からして幾つかの發展段階に區分する事が可能である。勿論各國に於ける制度がその發展過程を必しも辿るとは限らないのであるが、一般に清算制度が一時的偶發的制度から漸次恒久的な性質を帶びるにつれて、その形態も亦單純なものより漸次組織化される傾向にある事は事實である。かゝる觀點からして取敢へず慣行の爲替清算制度並びに財貨清算制度の用語上の區別を無視して、その形態的分類を行つてみやう。

（一）　通貨の國際間の移動を伴はずして財貨の交易を行ふ方法として吾々の考へ得る最も單純な原始的形態は、財貨と財貨の直接的交換即ち物々交換である。二國間に於て貿易業者が互に財貨を交換し、一國の輸入業者は自國の輸入商品代金をその輸出商品を以て直接支拂ひ、兩國の輸入業者は同時に輸出業者の場合である。併しかゝる方法は必ずしも容易に行はれない。輸出と同時に輸入を行ふ結果多大の危險を伴ふのであつて、大規模な貿易業者か或ひは原料を輸入して製品を輸出する巨大な生産會社のみ可能である。（註九）　又その當事者が國家或ひは政府の場合は容易に行はれる。かゝる單純な財貨清算協定の實例としては、一九三一年八月ブラジル政府と紐育ブッシ、ターミナル會社間のコーヒー百二十七萬五千袋と小麥二萬五千ブッシェルの交換協定、一九三二年十二月二十二日、匈牙利チエコスロバキヤ間の豚と木炭馬車積二萬臺の交換協定、其の他ブラジル政府と墺太利政府輸入局間のコーヒーとレール、アルゼンチン政府と西班牙外國銀行間の玉蜀黍とレールの交換協定等が擧げられる。（註一〇）

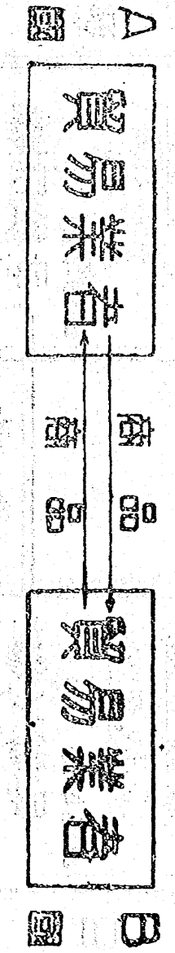

（二）　右の形態は最も單純な場合であるが、之がやゝ複雜化すると次の如き形態をとる。一國の輸入業者はその輸入代金を相手國の輸出業者に支拂はずして、それと同額の輸出を行ふ自國輸出業者に對して自國貨幣を以て支拂ふ。同時に相手國輸出業者に對して自國輸出業者の輸出商品を輸入せる者より代金を受取るべく協定を行ふのであ

る。從つて此の場合協定の當事者として二國の輸出業者と輸入業者、並びに相手國の輸入業者と輸出業者の四人が必要である。（註一一）

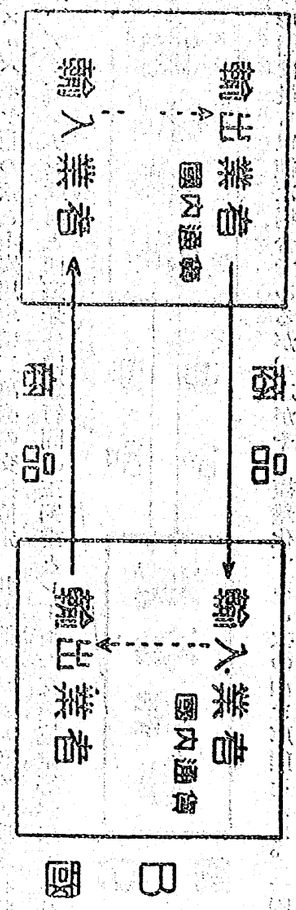

（三）而して第二の形態にあつては、貿易業者は自己の輸入（或ひは輸出）に對應し、それを決濟し得る如き輸出契約（或ひは輸入契約）を自國內に於て探し出さなければならない。併し之又多大の困難を伴ふ結果各貿易業者は相互に商品清算取引の相手方即ち取組人を見出す爲に種々方策が講ぜられるに至る。或ひは取引人に對して割增プレミアムを提供し、或ひは大貿易商の內的清算取引に含めて決濟を行ふ事を依賴する。更により合理的な手段としてハムブルグの如く、商品清算取引紹介所や、銀行內に商品清算部が設立され、貿易商は之等の機關を利用する事に依つて取組人を見出すのである。（註一二）

之等の仲介機關が發展すると、單に相互に清算される輸入契約と輸出契約とを結合せしめるばかりでなく、自國內の取組人間の通貨の移動、即ち輸入業者より輸出業者への通貨移動の仲介の役割をもつとめるに至る。例へば一九三四年十月十一日の獨乙ポーランド間の財貨清算協定に於ては、財貨清算取引をなさんとする貿易商はポーランドにあつては創設されたポーランド財貨清算取引會社に、獨乙ではドレスデン銀行內の右ポーランド財貨清算會社勘定へその輸入代金を拂込み、輸出代金もその機關を通して支拂を受ける事が規定されて居る。ブルガリヤにあつては、墺太利、獨乙、チエコスロバキヤ、佛蘭西との間の協定に於て、私的財貨清算は清算勘定の手段に依つてのみ決濟される事が規定されて居る。又チエコスロバキヤに於ても或る場合には私的財貨清算取引は國家間の財貨清算協定（compensation agreement）內に規定されて居り、その輸入代金は特別の清算勘定に拂込まれそれと關聯する輸出に對して支拂ふ事に使用される。（註一三）

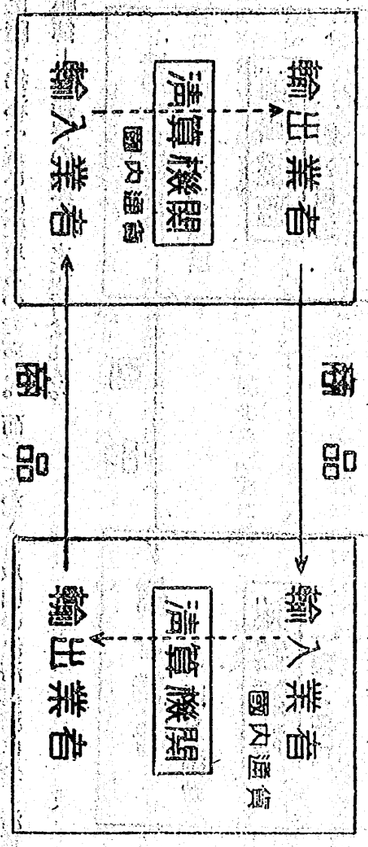

（四）右の如く仲介機關の設立に依つて貿易業者は取組人の發見が容易となり、取組人間の通貨移動が圓滑に行はれるに至るが、取組人間の清算價額、支拂期日の一致は未だ容易に之を求め得られない。其の困難を克復すべく

仲介機關は發展して清算機關としての機能を演ずるに至るのである。即ち貿易業者は何等自己の取引に對應する取引を求めたり、考慮したりする事なく、欲する商品を自由に欲する數量だけ輸入或ひは輸出して、その代金を自國の清算機關に隨次拂込み或ひは受取るのである。而してかゝる取引の決濟事務は全く清算機關に委託され、清算機關によつて帳簿上の振替の形式で之が行はれる。

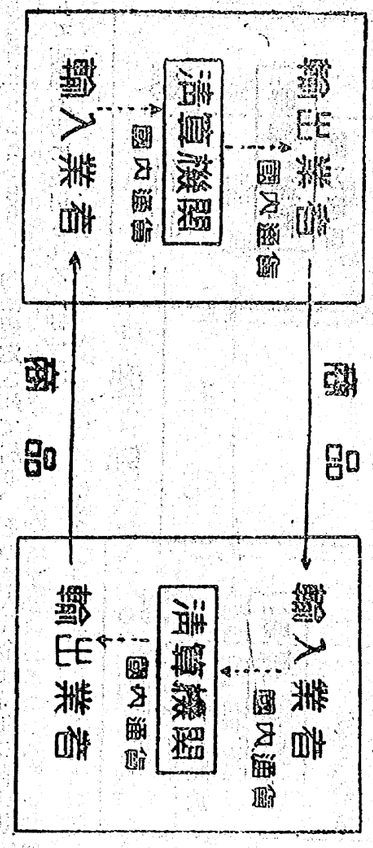

以上が制度の組織化より見た種々なる發展段階である。然らば如何なる形態を或ひは財貨清算制度と云ひ、或ひは爲替清算制度と呼ぶべきか。論者に依つてその區別が異るのみならず、各國に於ける制度の名稱自體不統一である。たゞ第一形態が財貨清算制度であり、第四形態が爲替清算制度であると云ふ點は異論がない。

國際聯盟は兩制度に關して 'exchange clearing'（爲替清算制度）と 'privat compensation'（財貨清算制度）なる語を使用して居る。而してアインチッヒの指摘する如く後者の private なる字句は誤でないにしても、誤解を招く恐れがある。（註一四）一般に爲替清算制度が清算機關たる公的組織に依つて施行せられ、財貨清算制度は個人間の契約に行はれるとは云へ、ポーランドの場合に於けるが如く、爲替清算事務は私的會社（Polish Compensation Trade Company）の手に委ねらる例がある。（註一五）又他方財貨清算協定は第一形態に於て述べた如く政府間に締結される場合もある。從つて兩制度の差異として公的私的の區別は無意義であらう。

然らばアインチッヒは如何なる點に兩制度の差異を見出すか、彼の見解に依れば兩制度の本質的な差異は、爲替清算制度にあつては通貨が重要な役割を演ずるに對して、純粹な財貨清算制度に於ては通貨は何等積極的な機能を持たないと主張する。勿論此の場合通貨の機能とは國內的機能である。「爲替清算制度（clearing system）にあつては輸入業者は輸入代金を自國通貨を以て清算勘定に支拂はなければならず、輸出業者は清算勘定から支拂を受けなければならないのであるが、財貨清算制度（compensation）の場合には通貨は何等移動しない。」と。（註一六）斯くの如く通貨移動の有無に重點を置くとすれば、前述せる形態に於て第一形態のみ財貨清算制度であり、他は何れも爲替清算制度に含まるべきである。

併し乍らアインチッヒの云ふ如く財貨清算制度は屢々 'barter' と呼ばれ、彼自身又該制度の特質をそのバータ一的性質に求めて居る。（註一七）若し然りとすれば第二、第三の形態も財貨清算制度に含まるべきものであらう。即ち之等の形態にあつては相互に對應し決濟される二つの取引は仲介機關を經ると否との差はあるとは云へ、兩者が直接的に關聯せしめられて決濟される點に於て第一形態とその軌を一にして居る。それに對して第四の形態（爲替清算制度）に於て各當事者の代金支拂或ひは受取の相手方が自國の清算機關であり、各取引に對應し之と決濟されるべき取引の受取人或ひは支拂人を何等關知せざるのと著しい差異を見出し得るのである。國際聯盟報告書に爲替

清算制度に關して、「協定國の各々に於て相手國商品の輸入業者はその供給者に直接支拂ふ代りに輸入品金額を特殊機關に自國通貨を以て支拂ふ。……支拂の決濟に關しては清算協定に參加せる二國の輸出業者と相手國の輸入業者間の直接的關聯は存在しなくなり、次の方法によつて取つてかはられる。（イ）各國内に於て生ずる（輸入業者―清算機關（輸出業者）と云ふ二組の關係（更に）（ロ）相互の債權債務を決濟する二つの清算機關相互の關係。」と述べ、「財貨清算制度は二協定團體間の商品の直接的な輸出と輸入よりなる。」と云へるも前述せる事實を指すに外ならないのである。（註一八）勿論財貨清算制度の特色としてのバーター的性質は、必ずしも兩取引の對象となれる財貨の種類數量が豫め相互に決定される事を意味しない。例へば（第一形態の例として）一九三二年十一月十七日土耳古經濟省墺太利煙草會社間の協定に於ては、後者は翌年六月末迄土耳古煙草三千萬フランを輸入し、その代金は任意の墺太利商品を以て支拂ふ事を規定してゐるに過ぎない。（註一九）併し乍らたとへ斯くの如く一方の商品の種類數量が決定されてないとしても、それと交換される商品と同額であるべきだと云ふ意味に於て、バーター的性質を有する事に注意する必要がある。此の點爲替清算制度と著しい差異が見出される。爲替清算制度にあつては各貿易業者が自國の欲する商品を自由に輸入し、或ひは輸出し、單にその代金を自國清算機關に拂込み或ひは受取れば彼等の取引は完了するのである。清算制度發生の初期に於て例へば一九三四年十二月三十日瑞典獨乙間の協定に於ける如きは、輸入代金を清算機關に支拂ふと同時に輸入業者の責任が解除せられたが、最近輸出業者がその國の清算機關から代金を受取る迄責任を負擔すべく規定される傾向にある。（註二〇）例へば瑞西伊太利間の協定の如きがそれである。併し乍ら此の場合と雖もその取引と相殺さるべき取引の有無とは無關係である。かくて爲替清算制度に於ても一定期間後協定國の清算機關の何れかに清算殘高が發生する事は屢々起り得るのであつて、該制度に依る取引はそれとバーター的關係にある對照的取引の存在は決して不可欠の條件ではないのである。かゝる機構に依つてこそ始めて外國爲替に依らずしてそれと同樣の效果を持ち、國際間の交易並びに決濟の實を擧げる事が出來る。その制度に依る取引が常にバーター的關係にある他の一組の取引の存在を必要とするならば、その機構は外國爲替に依る機構より遙かに減殺された機能しか持ち得ない。かゝる意味からして筆者は前述の第四の形態のみを爲替清算制度と呼ぶのが最も合理的と考へるのである。從つて爲替清算制度は清算機關が相手國名義の特別勘定を設置して、その帳簿上の振替の形式で相互の支拂の仲介をなす制度と定義するのが最も妥當のやうに思はれる。次節以下に於てかゝる意味に於ける爲替清算制度を研究の對象とする事とする。

此處に注意すべきは前節にも觸れた如く爲替清算制度は債權國と債務國間の場合にはその目的は單に協定國間の貿易關係の維持のみならず凍結債權の回收をも含む場合があり、その機能は一切の國際間の收支決濟を含包し得ると云ふ事である。その事は勿論財貨清算制度に於ても云ひ得るのであつて、瑞典、希臘間協定では、前者の四千萬弗煙草輸入に對して、その代金の八十パーセントは瑞西商品を以て支拂ひ、殘余の二十パーセントは希臘の舊債務支拂に充當するやう規定されて居る、又洪牙利は鷄卵其の他五十萬クラウンの商品に依つて同國人のチェコスロバキヤ觀光客費用を支拂ふ協定が成立した。（註二一）

以下アインチッヒの說を中心として、かゝる爲替清算制度の決濟項目の種別に依る形態の分類を行はう。（註二二）

一、最も單純な形態は項目が一定商品に限定せられて居る場合である。例へば一九三三年一月一日締結のブルガリヤ伊太利間の協定ではブルガリヤ輸入は煙草に限定せられて居る。此の場合財貨清算制度との差異は商品と商品が直接に交換されず、各々の清算勘定への支拂に依つて賣買される點である。

二、協定國内で生産される商品に限定される場合。

三、協定國のみならず殖民地で生産される商品をも含める場合。例へば白耳義の締結する清算協定は常に白耳義領コンゴー、同委任統治地に適用される。其の他獨乙と佛蘭西、和蘭西班牙間、佛蘭西羅馬尼間の協定でも殖民地は含まれて居る。

四、協定國（並びに殖民地）で生産される商品のみならず、他より輸入してその地で完成される商品を含む場合。

五、右の外に通過貿易をも含む場合。例へば瑞西では獨乙、勃牙利、羅馬尼、ユーゴースラビヤとの協定に於て見られる。併し大部分の場合通過貿易は除外されて居る。何故なれば協定國の一方が必要財を相手國を通じて第三國より輸入するならば爲替準備を消費する事なく財貨を購入するに反して相手國の中央銀行は輸入業者が拂込んだ貨幣を何等自國輸出業者に利益を與へる事なく第三國に支拂はねばならないからである。此の事は結局自國の輸出振興に役立つ事なく反つて對外的支拂の重荷を加重する。

六、以上は貿易勘定であるが更に見えざる國際收支勘定をも含む場合。例へば英獨協定ではドーズ・ヤング兩公債の利子が含包されて居る。又獨乙と和蘭、伊太利、瑞西間では郵便、電信、電話、鐵道等に關する行政機關間の勘定の決濟より生ずる支拂が含まれて居る。獨乙と伊太利、瑞西間では旅行者の消費より生ずる支拂、勃牙利と墺太利、洪牙利、チエコスロバキヤ間では公使、留學生の費用の支拂、伊太利獨乙間では海上運送に關する費用がそれ〴〵含まれて居る。

七、商業上の未拂殘金の支拂をも含む場合。

八、金融上の債權の利子支拂を含む場合。

九、資本の辨濟を含む場合。

十、其他の種類の資本移動を含む場合。

之等金融上の債權に關する項目は特に東歐、西歐間の協定に於て重要である。例へば佛蘭西と羅馬尼、勃牙利、土古耳間、伊太利と羅馬尼間、瑞西と羅馬尼間等の協定の如きが之である。又獨乙は佛蘭西、白耳義、和蘭、瑞西との協定に於てドーズ案ヤング案に關する規定を設定して居る。

而して清算機關に依る國際決濟が單に輸出入決濟のみならず、各種の項目に適用される時には、多くの場合清算機關に依る支拂は之等の各項目に付きパーセンテージが定められて居る。例へば一九三四年八月二十七日伊太利羅馬尼間協定に於ては伊太利輸入商が對外爲替局支拂金額の割當比率が決定せられて居る。五〇パーセントは本協定實施以後支拂期日到來する伊太利商品の羅馬尼輸入により生ずる商業債務の決濟に使用し、二〇パーセントは本協定實施以前に既に支拂期日到來せる舊商業債權決濟のために充當し、殘りの三〇パーセントは伊太利で羅馬尼がなすべき金融上の債務支拂及び其他の支拂に充當する事が設定されて居る。併し瑞西並びに伊太利羅馬尼間協定にあつては、制度に彈力性を附與する爲に、清算資金の割當は相互に融通し得る事が規定されて居る。（註二三）

最後に爲替清算制度の形態は當事國の數よりして、その形態は一方的、双方的、三角的、國際的爲替清算制度の各種に分類し得るのであるが、現在特殊の場合の外二國間の清算協定がその支配的形態であり、本稿に於ても主として双方的協定を問題とする積りである。

註八　譯語も亦不統一である。'exchange clearing system' は大體「爲替清算制度」と譯されて居るが、'compensation system' は「商品清算取引制度」（有澤廣巳氏、宮川貞一郎氏）、「財貨清算制度」（竹内謙二氏）、「貨物決濟制度」（田中貫氏）

等の譯語がある。

註九　有澤廣巳「Kompensationsverkehr について」（經濟學の諸問題）三四八頁。

註一〇　宮川貞一郎著前掲書、五二—五三頁、東京政治經濟研究所「世界と日本」六九頁、

註一一　Fritz Hohle, Geld und Kredit im Kompensationsgeschäft. Wirtschaftsdienst, Heft 48. (1934), S. 1629. 有澤廣巳前掲論文、三四五—三四六頁、同氏前掲書、一二三—一二六頁參照、

註一二　有澤廣巳前掲論文、三四九頁、

註一三　League of Nations. ibid. pp. 68-69.

註一四　League of Nations. ibid. p. 45. Paul Einzig. The Exchange Clearing System. 1935. pp. 190-191.

註一五　League of Nations. ibid. p. 73.

此の機會に清算機關の説明を附加しておかう。爲替清算制度の運用は先づ輸入業者がその自國内の清算機關に對してその輸入の事項を報告し、更に自國貨幣を以て相手國名義の特別勘定にその輸入代金を支拂ふ事に始まる。而して清算機關は金融上の操作並びに行政上の監理を行ふ。多くの場合、例へば墺太利、勃牙利、チェコスロバキヤ、丁抹、エストニア、芬蘭、希臘、洪牙利、諾威、羅馬尼、土耳古、ユーゴースラビヤに於ては國立銀行或ひは中央銀行がその掌に當つて居る。併し或る場合には國立又は中央銀行は金融上の操作のみ行ひ、行政上の事務は特別機關に委任する場合がある。例へば白耳義に於ける白耳義ルクセンブルグ聯合國求償局、伊太利の對外爲替局、其の他和蘭、瑞西、瑞典等の特に設立された清算局が之である。佛蘭西にあつては商業會議所内に支拂補償局が設立された。又チェコスロバキヤの如く國立銀行の指令で國内巨大商業銀行に清算事務を委任せる國もある。

註一六　P. Einzig. ibid. p. 192.

註一七　P. Einzig. ibid. p. 190, 192.

註一八　League of Nations. ibid. p. 26, 47.

註一九　宮川貞一郎著前掲書五二頁、

註二〇　League of Nations. ibid. p. 27. P. Einzig. Exchange Control. pp. 154-155. 竹内謙二著前掲書三一六頁、

註二一　宮川貞一郎前著掲書五二頁、

註二二　P. Einzig. The Exchang Clearing System. 1935. pp. 74-81. League of Nations. ibid. pp. 29-30, 61-66, 101-107.

註二三　League of Nations. ibid. p. 30.

第三節　爲替清算制度の通貨政策的意義並びに效果

第二節に於て述べた如く、爲替清算制度は各國殊に金融的に虚弱な國に於ける通貨制度擁護の爲の一聯の爲替政策と、各國間の不可避的な貿易關係、世界經濟的關係との矛盾の止揚として發生したものである。從つて爲替清算制度の經濟政策的意義及び效果の研究に際して、通貨政策的見地と貿易政策的見地の二つの視野から之を考察すべきであらう。

通貨政策的手段として爲替清算制度の持つ意義は、金融的に虚弱な國家の金融機構の混亂、通貨制度の崩壞から救ふ事であつた。勿論それは斯ゝる國家にのみ關係する問題ではなく各國に直ちに影響を與へる。一國の通貨制度の危機は世界各國に波及して、世界經濟の混亂に迄進む事は明かである。殊に其の國に對して債權國の地位にある國家に及ぼす影響は直接的であり、債務國の通貨制度擁護の問題は債權國にとつても等しく重要である。

此の通貨政策的目標に對して從來採られた手段は爲替制限を目標とする統制の強化であつた。併し乍ら從來の爲

替統制の強化は各國の外國爲替の欠乏、金準備の不足の狀態を救ふに充分なものではない。たとへ嚴重な爲替管理を施行したとしても、完全な自給自足經濟が不可能であり、國民經濟上不可欠の輸入商品が存在する以上、或る程度の爲替の許可は之を認めなければならない。然も各國の輸入防遏手段に依つてその輸出貿易の維持伸張が阻止され、入超の狀態を持續するとすれば、債務國はその僅かな殘余準備金をも費消し盡さなければならない。從つて世界經濟からの完全な孤立が不可能である限り、爲替管理の强化は通貨制度擁護の目標にとつてその效果は決して絶對的なものではない。然らば如何にして此の困難を打解する事が出來るか。即ち國際間に通貨の移動を伴はずして貿易を行ふより外に道はないのである。爲替清算制度は云ふ迄も無くかゝる要求を充すべく發生した。爲替清算制度に依つて國際貿易が營まれる限り、爲替取引の必要は全くなく、國際間に何等通貨の移動を伴はずして貿易關係を維持し得るのである。此の意味で爲替清算制度は通貨政策的目標に對して從來の爲替管理に比して遙かに有效であると云ひ得やう。

更に又爲替清算制度が爲替管理制度と併用されて居る場合、爲替欠亡の防止と云ふ爲替管理の目的を達する事に關接的な效果を持つものである。爲替清算制度に依つて貿易が可能である以上、貿易業者が爲替管理法に違反して迄も輸入せんとする事は起らない。又爲替管理が一國に依つてのみ行はれる場合は相手國輸出業者の側からする爲替逃避の危險が存在するけれども、爲替清算協定が相手國との間に締結されて居る場合には當事國双方が爲替移動の監視を行ふ結果輸出業者が脱法行爲の危險を犯さんとしても、輸出業者の爲に自國の法律を破る事を外國輸入業者が默許する事なしくては不可能となる。即ち爲替清算制度の併用に依つて爲替管理は一層嚴重となり、その有效性を增すものと云はなければならない。

かくて金融的に虚弱な債務國の外國爲替の欠亡、準備金の枯渇、通貨制度の破綻よりの救濟に關して、爲替清算制度は確かに重要な役割を演じた。然も或る場合には爲替清算制度の採用の結果債務國の金準備の增加すら齎したと云はれて居る。即ち或る債務國は清算協定國から購入し、同時に輸出は協定の存在しない國へ向けた。その結果その輸入に對しては通貨を支拂ふ事なく、その輸出に依つて通貨を獲得する事となる。例へば獨乙は各國との爲替清算協定締結に依つて一九三四年下半期より金所有高は漸增の傾向に向つた。（註二四）

國際聯盟の「清算協定が協定國の通貨並びに準備金の地位に影響を及ぼせるや否や」と云ふクェスチョネアに對する各國の回答に於て墺太利、智利、佛蘭西は何等影響無き事を通告して居るけれども、多くの場合爲替清算協定の通貨政策的效果を認めて居る。（註二五）

「チェコスロバキヤ「外國爲替の供給に對する以外にはチェコスロバキヤの通貨狀態に何等影響を與へなかつた。清算協定無き場合輸出代金支拂の爲に使用せられる外國爲替は節約せられ、輸出商品の代金支拂の爲に使用せれた。」

「エストニヤ「佛蘭西との協定は外國爲替の保有量に對して好ましい影響を與へた。」

「ラトビヤ「支拂が外國爲替に依つてなされる場合は外國爲替の增減に依つて準備金を變動せしめる。併し清算協定の基礎の上に於て支拂がなされる場合には此の準備金の變動は非常に縮少される。何故なれば此の場合債務の一部分は外國爲替の準備金を引出す必要なくして決濟され得るからである。」

以上述べた如く協定國間の輸出と輸入が清算機關の仲介に依つて決濟される限り、國際間に通貨移動を何等の必要とする事無く、その限りに於て兩國の通貨狀態は惡化せしめられないであらう。併し乍ら其の場合協定國間の輸出代金と輸入代金とは、一定期間後必ず相殺される事が必要である。然るに今日二國間の貿易が均衡し、貿易がバ

一タ一的關係にある事は寧ろ極めて稀である。從つて一定期間後相互の輸出入に於て清算され得ない部分が生じ、何れかの側の清算機關に清算尻が殘存する。從つて此の清算尻、云ひかへれば清算後殘存する債務關係を如何に處分するかゞ重要な問題となつてくる。

然らば具體的の個々の清算協定に於て清算尻決濟の問題は如何に規定されて居るであらうか。（註二六）先づ短期間毎に（例へば十五日、三十日、三ケ月等）發生する清算勘定殘高の處分に關する規定が附加されて居る場合がある。例へば獨乙瑞西間の追加協定（一九三四、十二、八）の如く、偶然的な殘高は債務國に既に割當てられた比率以上に外國爲替の追加的供給を許與するか、或ひは債務國の債務決濟に使用する。又獨乙諾威間の協定の如く、殘高が一定の金額を超過する時には超過額を協定國の一方の自由處分に任せる場合もあり、伊太利獨乙間の協定にあつては當事國双方の清算機關の協定に基いて決定する。

併し乍ら右の如き短期間毎の清算殘高並びに協定の全期間が滿了した後に於ける清算殘高が發生した場合、之をトランスファーし得ない旨の規定を設けるのが原則である。勿論短期間毎の處分に關する前述の獨乙瑞西間協定の例、及び全期間滿了後の處分に關する佛蘭西羅馬尼間、希臘羅馬尼間、瑞典獨乙間の例に於けるが如き例外も存するけれども、外國爲替に依つて清算殘高をトランスファーする事は、清算制度の目的が通貨の移動を伴はずして貿易を維持する點にある以上、極力之を拒避せんとする傾向にある事は蓋し當然である。若しそれを許容するとすれば、その國の通貨の地位は更に惡化するであらう。

然らば外國爲替に依る清算尻決濟を避けるとすれば、如何なる手段に依つて殘高は處分せられるか。先づ第一の手段は二國が二つの清算協定を結合する事に依つて行ふ。爲替清算制度は現在二國間協定がその支配的な形態ではあるが、例外的な場合として三國間の協定が締結されて居る。例へばチエコスロバキヤは希臘との間の清算協定の結果、豫期以上清算殘高を殘した。他方希臘は獨乙との協定に於て莫大な清算殘高を殘すに至つた。かくて希臘は獨乙の許可を得てチエコスロバキヤに對する借方殘高を獨乙に對する貸方殘高を以て相殺したのである。又希臘はユーゴースラビヤ並びに羅馬尼に對して清算勘定に於て有利な結果を得、その貸方殘高の一部分を第三國に移轉せしむべき權利を留保した。之に類似した手段は洪牙利に依つても試みられた。かくの如く一國は協定國よりの輸入を協定國に對する輸出のみならず、第三國への輸出を以て決濟し得るのである。即ち三國間の協定に依り協定國は相互に貿易バランスを振替へる事に依つて、個別的に存在する清算勘定の順調と逆調とを相殺する事が出來る。併し此の場合と雖も、相手國間と第三國間に清算尻が移轉せられたに過ぎないのであつて、之を相殺する如き逆の債務關係又は清算尻がその相手國と第三國間に存在せざる限り、兩國の間に尙解決すべき清算殘高が殘存する事となる。依然としてその二國間の清算尻が債務國の受取勘定にあるとすれば、相手國たる債權國に對する舊來の債務支拂に若し幸にして二國間の清算尻が他の何等かの方法で處分しなければならない。當てる事が出來る。併し後述する如く多くの場合債權國の出超、從つて貸方殘高を有する傾向にあるのであつて、債務國から外國爲替のトランスファーを禁止する以上、その解決策は或ひはその殘高を更に債務國の債務に累加するか、或ひは多くの協定に於て見られる如く貸方殘高を有する國の輸入業者が該殘高の表示する債權を完濟するに至る迄自國の清算機關に對してその輸入品の代價拂込を續行する義務を負擔するかである。前者の場合債務國の通貨の狀態が直ちに惡化する事は勿論であつて、後者の場合に於ても協定期間後清算協定に依つて債務國の輸入のみその一部が決濟される結果、その殘余の部分を輸入禁止せざる限り清算協定を通さゞる國際的收支勘定、從つて通

貨狀態は債務國にとつて惡化するのは明かである。

かくて爲替清算制度下により通貨の移動せしめずして國際決濟を行はんとするには、協定國相互の輸入はその輸出に依つて支拂はれなければならず、該制度の通貨政策的效果を期待する爲には、兩國間の貿易がバーター的關係にある事が必然的に要求される。更に第一節に於て述べた如く爲替清算制度の發生は、債權國が爲替管理の强化された債務國と貿易關係を維持し、更に封鎖された舊債權の回收を目的とするものである。而して債務國が嚴重に爲替管理を行つて居る以上、債權國が輸出を行ひ舊債權の回收を爲す爲には、債務國よりの商品輸入に待つより外は無い。即ち債權國の輸出代金は同額の輸入に依つてのみ支拂はれ、更に舊債務回收の爲には債權國は相手國に對して輸出額以上の輸入を必要とする。從つて協定國間貿易のバーター的關係以上に債務國の輸出超過と云ふ事が不可欠の要件となる。かゝる貿易關係を基礎として始めて通貨制度の破綻から根本的に救ひ得るのであつて、然らざる限り爲替清算制度自體その通貨政策的目的に對して何等貢獻する所なく、たゞ協定國の金融上の危機を一時的に遷延せしむるに過ぎないのである。從つて此處に於て爲替清算制度と貿易統制との關係が問題となつて來る。此の事は更に節を改めて論じやう。

その前に爲替清算制度下に於ける爲替相場の問題に付て一應觸れておかう。前述せる如く爲替清算制度の特色は外國爲替の賣買を行はずして國際決濟を行ふ點にあるのであつて、債務者の支拂債權者の受取に際し何れも自國清算機關へ各々自國通貨を以て行ふのである。併し乍ら貿易品は必ずしも自國通貨でその價額が表示せられて無い。殊に經濟的弱少國の貿易品は相手國の通貨、或ひは比較的安定した第三國の通貨で表示せられる場合が少くない。從つて爲替清算制度の下にあつても、外國爲替取引の存在する余地は全く無いとしても、兩國通貨の換算率、即ち爲替相場の問題は依然として起り得るのであつて清算協定には此の通貨換算に關する規定が設定されて居る。

爲替清算協定に於て爲替相場の問題は種々なる解決方法が存在する。國際聯盟の報告に依れば左の如き種々なる方法が存在する。（註二七）一、法律上の金平價（洪牙利白耳義間 100ペルガ＝79.50ペンゲー）、二、爲替公定相場（伊太利羅馬尼間）、三、株式取引所に於ける支拂日の平均相場（佛蘭西獨乙間にあつては伯林株式取引所相場）、四、協定相場（伊太利と獨乙土耳古間）、五、市場相場（獨乙丁抹間、瑞典土耳古獨乙間）六、清算機關相互の協定に依る相場（伊太利獨乙土耳古間）、七、各々の清算機關に依る公定相場（和蘭獨乙間）次に第三國の通貨で表示せられる場合の換算方法としては、一、協定國の株式取引所に於ける相場（伊太利獨乙間）、二、第三國の市場相場（伊太利ユーゴースラビヤ間）、三、清算機關相互の協定の相場（伊太利土耳古間）、其の他協定國の一方の通貨のみを以て換算を行ふ規定（伊太利ユーゴースラビヤ間は伊太利リラ、エストニア佛蘭西間はフランを以て）、特別の第三國を換算基礎に採用し、インボンスが他の通貨で示される場合はその價額を先づ右基礎通貨に換算する規定（墺太利土耳古間）、等が存在する。以上擧げた如く爲替清算協定に於ける爲替相場換算方法は種々存在するのであるが、爲替政策的見地から最も重要な點は、通貨換算の基礎を各國の現實の通貨價値を無視して人爲的に之を設定するか、又は現實の通貨價値を考慮して之に適合せしめるかと云ふ事である。法律上の金平價、或ひは現實の通貨價値から離れた協定相場の場合は前者に屬し、現實の通貨價値を考慮した協定相場、或ひは市場相場の場合は後者に屬す。而して後者の場合爲替相場に對する統制的要素は無く、從來の爲替市場を通した國際決濟を單に清算制度を經て行はしめるに過ぎないのであつて何等問題は生じない。然るに前者に於ては爲替相場を人爲的に決定する事に依つて、政府は取引條件を人爲的に變更せしめる地位に置かれるのである。從つてその貿易に對する影響は顯著なもの

がある。例へば通貨換算率を法律上の金平價に依る事が規定された場合、協定國が何れも金本位國であれば問題で無いが、事實多くの清算協定の行はれる時はその何れか一方は名目上の金本位國、或ひは通貨價値の下落せる爲替管理國であつて、その場合直ちに貿易バランスに影響を與へる事となる。之等の國の國内物價は法定の金平價に從はず減價通貨に依つて調節される以上、その輸入者は清算制度下に於て取引する事に依つて不當に安く輸入する事が可能であり、相手國に爲替ダンピングと同樣の條件を提供する事となり、輸出業者はその輸出競爭力を弱められ清算制度の利用に依る決濟を回避するに至る。その結果その國の輸出は減退し輸入は增加し、貿易バランスは不利な狀態に陷る。かくて貿易バランスの惡化は清算協定の所期の效果、即ち通貨價値の安定とは反した結果となる。事實墺太利は佛蘭西、瑞西、伊太利との間に締結した初期の協定に於ては、爲替相場の基準を金平價に求めた結果困難を來し之を廢棄するの止むなきに至つたのであるが、羅馬尼、希臘、土耳古との協定にあつては事實上の爲替相場を考慮した協定相場を採用した結果、現在尙繼續されて居る。（註二八）斯くの如く爲替清算制度に依つて人爲的に爲替相場を決定する事は可能ではあるが、反つてそれは清算制度それ自體の破滅に導く事となり、爲替相場に對する操作に依り通貨價値の引上げ乃至安定の如きは到底なし得ない所である。

註二四　P. Einzig. ibid. p. 98.

註二五　League of Nations. ibid. pp. 136-139.

註二六　League of Nations. ibid. pp. 33-34.

註二七　P. Einzig. ibid. pp. 84-89, League of Nations. ibid. pp. 32-33, 77-82.

註二八　P. Einzig. ibid. p. 85.

第四節　爲替清算制度の貿易政策的意義並びに效果

爲替清算制度の發生の要因が爲替管理の強化に基く貿易の萎縮を緩和せしめんとする點に見出される以上、該制度はその出發點に於ては國際貿易の維持促進を目標に生れ出た事は明かである。從つて從來の輸入阻止の爲の各種の貿易政策手段に比して貿易統制の點から云へば遙かに後退したものであり、寧ろ之等の輸入阻止手段を緩和すべき性質のものであるべき筈である。即ち爲替管理制度、輸入割當制度等が輸入財貨の種類、數量をも統制せんとするに反し、爲替清算制度にあつては輸入業者はその欲する商品を相手國から自由に輸入し得るのであり、唯その代金支拂方法が外國爲替市場に依らずして强制的に中央銀行或ひは清算機關に拂込むべく統制されて居るに過ぎない。從つて爲替清算制度は本來から云ふならば、相互に輸入を促進せしめ、貿易の增進に役立つべき制度である。アインチッヒは爲替清算制度の利益として次の如き諸點を列擧して居る。（註二九）

一、金融的に虛弱な國（多くの場合同時に債務國でもあるが）相互間並びに金融的に强固な國よりの輸入を可能ならしめる。

二、金融的に虛弱な國に對する輸出を可能にし、代金を取立て得るやうにする。

三、爲替制限、割當制度、禁止的關稅並びに輸入禁止の如き貿易の障害を除却する。

四、二國間の貿易バランスを均衡せしめる事に依つて貿易を促進せしめる。

五、輸出國が輸出の代償として輸入せしめる事に依つてダンピングを緩和せしめる。

六、通貨價値下落國は同額の輸入に對してより多くの商品を輸出する必要にせまられる結果、爲替ダンピングを阻止する。

七、舊債務の支拂を輸出の形式で行ふ事に依り容易ならしめる。

八、更により重要な事は、國際經濟關係に於て各國政府間に協調的精神を抱かしめる。

國際貿易の萎縮の原因が一部分各國の通貨政策的見地からする爲替管理の强化に基くものであり、從つて爲替清算制度の出現は輸出代金の支拂を保證し、國際間の通貨流通停滯に依る貿易の減退より救ふ事は明かである。例へば洪牙利にとつて羅馬尼木材は不可欠の輸入品であるにも拘らず匈牙利國立銀行はその輸入に對して外國爲替を許可する事が出來ない。又羅馬尼も匈牙利工業品を必要とするにも拘らずその中央銀行は爲替を許可し得ない地位にある。從つて若し兩國銀行間に爲替を必要とせざる制度が存在すれば、兩間國の貿易は直ちに救はれるであらう。爲替清算制度の採用に依つて外國爲替欠亡を避けて相互に財貨の正常的な國際交換を行ひ得るのである。若しかゝる制度が無いとすれば、兩國貿易業者はその代金支拂の不安定の爲に、貿易を停止する事を余儀なくせられる。

又各種の輸入制限手段は、それが國内産業保護の爲に國内市場を確保する目的を以て設けられて居る場合には、爲替清算制度に依つて緩和せしめられるものではないが、若しそれが輸入超過、貿易逆調に依る通貨制度の危機を擁護する爲に採られるとすれば、爲替清算制度に依つてかゝる金融的混亂の危險を避け得る以上、割當制度、高關稅等の貿易上の障害はその存在理由を失つて除却せしめられる筈である。

國際聯盟クエスチョネアに對する各國の回答も之等の事を裏書して居る。（註三〇）

白耳義「清算協定は或る程度貿易を回復せしめる。」

ブルガリヤ「清算協定は大なる弊害（即ちブルガリヤ商品輸出に對する禁止又は割當制度）を除却すると云ふ目的を達した。」

チエコスロバキヤ「清算協定は貿易業者に代金支拂の保證を與へた。」

丁抹「丁抹獨乙間の清算協定は、かゝる協定が無い場合に維持する事が多分困難である程度の貿易を維持するに役立つた。」

佛蘭西「清算協定は佛蘭西の外國貿易を救つた。」

洪牙利「貿易關係は清算協定の何れの場合に於ても維持された。併したゞ協定の存しない國家の場合程滿足な發展はみられなかつた。」

かくて爲替清算制度が國際貿易の危機を一時的なりとも救つた事は事實である。グライフの云へる如く、爲替清算制度に依つて商品交易は一定の限度迄は確保する事が可能である。併し乍らアインチッヒの主張する如く清算制度が世界經濟に自由貿易の曙光を齎したと見るのは尙早であらう。何故なれば爲替清算制度は通貨政策的目標の爲に制約を受けるからである。前節に於て述べた如く該制度はその課せられた通貨政策的目的を達成する爲に、協定國間の貿易をバーター的關係に、或ひは更に債務國の輸出超過の狀態にある事が不可避的に要請されて居る。從つてかゝる貿易關係が存在しない限り、貿易統制手段は不可欠の要件となつてくるのである。

然らばかゝる前提は常に約束されて居るであらうか。前節に於ても述べた如く二國間の貿易が均衡狀態に置かれてあるが如き場合は寧ろ稀である。殊に債務國の輸出超過の如き事は殆んど期待し得ない。又若しかゝる現象が存在するとすれば債務國の國際貸借は改善され、爲替清算制度の實施を見る迄も無く、債務國はその通貨制度の危機から充分救はれる筈である。事實は寧ろ債務國が外國爲替、金準備の欠亡にも拘らず、入超の現象が續き、その困難を脱する爲に該制度が發生したのである。從つて問題は爲替清算制度の設定に依つて、幾分なりとも債務國の入

超が減退し、出超に轉ずるや否やと云ふ事である。

債務國は通常嚴重な爲替管理國であつて、輸入の爲に爲替を取得する事は困難な狀態に置かれて居る。然るに一度或る國と爲替清算協定が成立した曉には、輸入業者は爲替を獲得する事なく自國の通貨を清算機關へ拂込めば常に相手國より商品を輸入する事が出來る。前述せる如く爲替清算制度はそれ自體債務國の輸入貿易を維持增加せしめるために發生したのである。然も爲替管理の結果外國爲替は欠亡し、限定された爲替市場を通じて第三國より購入するよりも、より低廉な價額を以て協定國から輸入し得る事となる。又債權國の輸出業者にしても、從來金融的不安の爲に債務國に對する輸出を手控へて居たものが、清算協定成立の結果自己の輸出代金は確實に自國清算機關から支拂を受ける事が出來、輸出に對して完全な保證が與へられる以上、その輸出を增加せしめる事は明かである。かくて債權國より債務國への輸出貿易は清算協定に依つて著しく好轉する。然るに他方債權國は爲替市場の制限無く特に協定國たる債務國よりの輸入が增加する事由は存しない。債權國への輸出貿易の條件は清算協定に依つて何等變化改善せしめられないのである。然も歐洲債權國は大部分工業國であつてその製品の多くを歐洲債務國たる農業國に輸出し、原料品食料品は歐洲外の農業國から輸入する狀態にある。從つて協定國たる債務國よりの輸入は人爲的操作の行はれない以上增加する可能性は何等認められない。かくて清算協定下の債權國債務國間の貿易關係は自由に放任せられる限り前者の輸出超過と云ふ結果になる。更に前節で述べた如く初期の爲替清算協定に於ては通貨換算率は屢々事實上の通貨價値を無視して、爲替管理國の通貨價値を吊上げ、又金平價に依る事を規定せられる。その場合は明かに債權國に爲替ダンピングと同樣の效果を與へ輸出は益々增加し、債務國の商品の相手國通貨表示の價額を人爲的に騰貴せしめ輸出を困難とする。

以上の如く爲替清算協定の結果は、其處に何等貿易政策的操作の無い限り、清算制度運用に必要な前提「債權國貿易勸定の逆調」とは全く正反對の事態を生み出す。グライフの云へる如く、「爲替清算制度は債務國にとつて輸出阻止のみならず、輸入促進の作用をも行ふものである。」（註三一）

事實清算協定以後各國の貿易狀態に明かに右の傾向を示して居る。債務國獨乙の例をとれば、同國は一九三三年に至る迄輸出超過であり、同年の出超六萬六千八百萬ライヒスマルクに達して居たにも拘らず、多數國と清算協定を締結した後、一九三四年に至るや二億八千四百萬マルクの入超に轉じた。一九三四年七月二八日對佛協定の結果、月平均對佛輸出額は同年上半期二億フランあつたものが下半期には一億六千萬フランに減少し、他方輸入は從來の一億五千萬フランより九月には一億九千萬フランに增額した。其の他對チエコスロバキヤ貿易も、一九三三年千三百九十萬マークの出超であつたのが、清算協定の結果翌年は逆に四百三十萬マークの入超となり、對瑞西貿易も每月二千萬マークの出超が常態であつたにも拘らず、一九三四年には一千萬フランに減退した。其の他洪牙利、白耳義、伊太利、瑞典との貿易關係に於ても同樣の現象が見られる。

國際聯盟の調査に依れば、互に爲替清算協定を締結せる佛蘭西、瑞西、伊太利、洪牙利、ブルガリヤ、羅馬尼の六ヶ國相互の貿易が各國の貿易總額中占める割合は次頁如き傾向を示して居る。（註三二）

即ち債權國的地位にある佛蘭西、瑞西、伊太利三國は、爲替清算協定國への輸出に於ては各々一五より二〇パーセントへ、二二より三〇パーセントへ、一四より二三パーセントへそれ〴〵漸增し、輸入は何等目立つた增加を示して居ない。然るにそれに反して債務國的地位にある洪牙利、ブルガリヤは輸入が幾分增加し、輸出が減少して居り、ルーマニヤ輸出入何れも減少の傾向にある。

爲替清算協定國相互貿易の各國貿易總額に於ける百分率

年別	國別	佛蘭西 輸入	佛蘭西 輸出	瑞西 輸入	瑞西 輸出	伊太利 輸入	伊太利 輸出	洪牙利 輸入	洪牙利 輸出	ブルガリヤ 輸入	ブルガリヤ 輸出	羅馬尼 輸入	羅馬尼 輸出
1931		20.5	14.8	35.9	21.6	20.8	14.4	60.7	70.5	66.4	74.4	63.0	55.S
1931		19.0	16.1	33.8	20.9	18.8	15.7	63.1	71.7	70.6	74.9	5J.8	52.5
1933		17.3	16.8	36.0	22.7	20.3	17.4	66.3	66.3	76.4	75.2	56.1	45.5
1934		15.4	19.8	35.5	29.5	21.3	22.6	67.6	70.0	73.9	71.4	52.7	52.9

從來と雖も債權國は同時に又輸出超過國たる場合が多い上に、清算協定の結果は更に此の傾向を助長せしめて居る。從つて清算協定の目標とする債務國の輸出超過に依る舊來の債務の返濟が不可能となるのみならず、更に新たなる債務の凍結累積せられるに至る。かくて爲替清算制度はその所期の目的を達成する爲には、其處に何等かの貿易統制的操作の隨伴が必然的に要求される。即ち協定國間の貿易關係を債務國の出超に導くが爲めに、或ひは債權國の輸出を制限するか、或ひは債權國の輸入を助長せしめなければならない。事實多數の爲替清算協定に於て斯くの如き貿易統制的な條項が附加せられて居るのである。

一九三四年七月二十日締結の瑞西獨乙間協定は、同年十二月八日の追加協定に依つて、瑞西の對獨輸出は一ケ月最高一千五百萬フランに限定すべき旨規定され、瑞西輸出業者は獨乙に對して一九三三年の輸出額以上に輸出する事が禁ぜられるに至つた。更に瑞西清算局は正常的な取引の清算に對し優先權を與へ、投機的輸出を防止すべく努めた。又白耳義獨乙間の協定（一九三四年十二月二十九日）に於て白耳義の對獨輸出割當額を決定して、輸出の增加を制限した。又佛蘭西輸入管理局は一九三四年十一月三十日の對獨協定の結果、獨乙の輸入業者に與へる特許を調節し、獨乙に對する國別輸入割當額を增加させ以て獨乙の對佛輸出の助長を計つた。又兩國の混合委員會が成立し獨乙の貿易尻改善を注視する事となつた。和蘭も亦獨乙の貿易改善の爲に一九三四年十二月二十二日追加協定に依り、和蘭が獨乙に許與した自由外國爲替のパーセンテージを七から四に減少した。從つて自由爲替の制限强化に依つて清算制度を通す輸入は必然的に增加される譯である。其の他ユーゴースラビヤはその輸出が容易ならしめるべく、協定國佛蘭西、チエコスロバキヤに依つて特惠關稅を認められた。ルーマニヤも債權國に依つて輸出を增加せしめる手段が講ぜられた。

又清算協定の結果債權國の輸出增加、債務國の輸出減退を防止する爲に、當事國間の輸出入割合を固定せしめる規定が附加される場合もある。例へば一九三四年十一月二十一日獨乙チエコスロバキヤ協定に於ては、獨乙輸出對チエコスロバキヤ輸出の割合を一〇〇對七七・五百萬チエコスロバック、クラウンに決定し、その差額をチエコスロバキヤの凍結債權二億六千萬クラウンの清算に使用する旨の規定がある。又チエコスロバキヤ羅馬尼間協定でもその輸出比率を一〇〇對一二五と決定された。一九三四年八月一日獨乙佛蘭西間協定も同年上半期の狀態、獨乙輸出十二億二千七百萬フラン對佛蘭西輸出九億一千八百萬フランを基準とし、佛蘭西輸入の八四・二五％で獨乙輸出額と決濟して殘額一五・七五％は舊獨乙債務決濟に使用するやう規定された。其の他英國獨乙間（一九三四年八月十日）匈牙利瑞西間の協定に於ても、從來の貿易狀態を著しく變更せざる條項が見出される。

以上述べ來つた如く、爲替清算協定は發生的には國際間の通貨移動の制限より生じた國際貿易の萎縮を救ひ、各種の貿易制限の廢除從つてより自由な貿易の回復を目標としてゐたにも拘らず、その制度運用の爲に逆に貿易統制

的手段が不可避的な要素となるに至つた。即ち協定當事國間の貿易差額の均衡を確保し、更に債務國の輸出超過の狀態に導くべく要請されるのである。第二節に於て爲替清算制度と對比して財貨清算制度はそのバーター的性質に特色を有する事を述べた。併し乍ら爲替清算制度にあつても、個々の交易に關して直接的な關聯は無いとしても、二國間の貿易總量は輸出と輸入とがバーター的關係にある事が依然として要求される。かくて爲替清算制度はそのバーター的性質からして協定國以外の貿易を犧牲にして迄も、協定國間の貿易を促進せしめ、二國貿易の方向に人爲的に變更せしめるのである。獨乙貿易を例にとれば次の如き結果が得られる。（註三三）

獨乙貿易

	1933		1934	
	輸入	輸出	輸入	輸出
清算協定又は為替協定を締結せる諸國	456	331	525	719
其の他の國	588	399	533	287

獨乙は一九三四年度に於て協定國よりの輸入は前年度に比して十五パーセントの增加を示し、其他の國よりの輸入は逆に九パーセントの減退を來して居る。又輸出は何れも減退したとは云へ、協定國に對する輸出は前年度の八八パーセントであり、其の他の國に對する輸出は七一パーセントに過ぎない。

かくて爲替清算協定の貿易政策的意義並びに效果は、結局現在の國際貿易關係に於ける互惠主義、二國貿易の意義並びに效果と云ふ問題に歸着する。

互惠主義に基く二國貿易の增大は、自由貿易論者にとつて好ましくない事は云ふ迄も無い。各國は自由なる三國貿易更に多數國貿易に依つてのみ最低價格の市場から輸入し、最高價格の市場へ輸出し得、國際分業の實を擧げる事が出來る。國際分業に基く貿易關係を無視して、協定國間の貿易のみを增加せしめんとすれば、各國は從來よりもより高價な市場から商品を輸入し、又より低廉な價額で輸出を行はなければならず、二國貿易の促進が自由貿易より不利である事は疑を入れない所である。從つて爲替清算協定の不利益も主として此の點に向けられて居る。

事實債務國と清算協定を締結した歐洲債權國は非常な困難を感じて居る。之等諸國はその製品を歐洲債務國市場に輸出し、原料は之を海外農業國に求めて居たのであるが、協定の結果第三國からの輸入を抑制して、歐洲債務國から原料を高價にも拘らず購入する事を餘儀なくせしめられ、更に又不必要な商品迄輸入せざるを得なくなつた。例へば墺太利瑞西間協定に於ては、墺太利はその重要商品綿製品、木材、紙等を輸出するに對して、瑞西より原料品、食料品等の如き必需品を購入する事が出來ず、時計、レース等の贅澤品を必要以上に輸入しなければならなくなつた。其の他匈牙利は聯盟の質問書に對して清算協定の結果無協定國よりの原料獲得が困難となつた事を報じ、ブルガリヤも協定國よりの輸入の必要の爲に他國よりの輸入を阻止する結果となつた事を訴へて居る。（註三四）

更に又二國間貿易への努力は、貿易數量の上からしても遙かに萎縮せしめるものである。然も爲替清算制度が二國間貿易を更にバーター的關係へと導く以上、世界貿易の萎縮は一層拍車を加へられる事となる。各國はその輸入を增加せしめる事を欲しないからして、二國間の貿易均衡を實現せんとする爲には、必然的に輸出を減少せしめなければならない。若し貿易を擴大せんとなるならば、兩國間の貿易を均衡のまゝ增加せしめなければならず、それは明かに困難な事である。

以上述べた如き互惠主義に基く二國間貿易の不利は、云ふ迄も無く從來發展し來つた世界經濟關係、即ち國際分業への背馳に基くものであり、爲替清算制度の弊害も一に此の點に掛つて居るのである。

然らば此處で爲替清算制度の問題から一應離れて、現在世界經濟に於て二國貿易は如何なる意味を持つて居るかを考へてみやう。從來世界經濟は均衡關係を基礎に、漸次その錯雜性を增し發展し來つた。世界資本主義の發展期には錯綜した世界經濟機構は圓滑な進展を見せたのであるが、一度その均衡が破壞されるや、世界經濟はその複雜性の故に反つてその混亂の影響は顯著なものがある。一國の恐慌は直ちに世界的規模に迄擴大する。一國が輸入制限を行ふか、爲替管理を施行するか、或ひは輸出不能に陷るかした場合、國際貿易の環流は直ちに遮斷されてしまふ。複雜した國際貿易關係の下に於て、一國の輸出は必ずしもその輸出相手國よりの輸入に依つて支拂はれず、何れの國からの輸入に依つて支拂はれるかを知らない。從つて一國が不況回復の爲に採つた政策に依つて輸入を制限するか、或ひは支拂を拒絶してその債務を凍結せしめたとすれば、その國と貿易關係にある諸國並びに第三國は貿易に影響を與へる何等の企圖を有さないとしても、從來輸入せる商品を購入し得なくなるかもしれない。かくて國際貿易は加速度的に減退せしめられる。

勿論かゝる經濟現象の世界的普及性は、資本主義發展期には好ましい機能を持つて居た。即ち世界各國は不況に襲はれても容易にそれから脫し得、一國の好轉は直ちに他國の好轉をも齎したのである。併し乍ら世界經濟の均衡關係が根底から破壞された今日、各國は容易に恐慌から脫する事が出來ず、更に世界經濟關係の故にその困難は增加して居る。從つて各國は恐慌から拔け出る爲に、種々なる國內的景氣政策を遂行し、それを效果あらしめる爲に先づ世界經濟關係から離脫しやうと試みるのである。即ちアウタルキーへの傾向となつてあらはれて居る。併し乍ら屢々述べた如く各國は決して完全なる自給自足化を行ひ得るものではなく、或る程度の國際間の經濟的交通は不可避的である。少くとも各國は需要中自足經濟の枠內で充し得ない部分を補ふ爲に他國と經濟關係を結ばなければならない。かくて國際貿易の自滅的傾向の打解策として貿易政策上互惠主義が支配的な原則となるに至つた。かくて二國間貿易の增加、三國間貿易の減退の傾向は自由貿易是か否かの論爭をよそに益々顯著となりつゝある。爲替清算制度の發展に依る二國貿易の增加も亦かゝる傾向の具體的あらはれの一つに外ならないのである。

國別、年別	1929	1931	1932	1933
二國間貿易	79.7%	81.5%	82.5%	93.4%
三國間貿易	20.3%	18.5%	17.5%	16.6%

（註三五）

而してかゝる各國の二國貿易への努力が如何程迄行はれるかと云ふ事は、一に各國の統制經濟がどの程度迄發展するかと云ふ事、即ち各國の統制政策がどれだけ自然的並びに社會的要因に基く國際分業を人爲的に矯正し、世界經濟からの孤立を可能にするかと云ふ事に依つて決定される。各國の世界經濟よりの孤立化を目標になされる努力がどれだけなされるかは勿論今後の種々なる客觀的情勢の進展に依つて規定せられるのであるが、その過程が進められる限り二國貿易への趨勢は强化され、更に又その限りに於て爲替清算制度はその具體的手段として重要な役割を演ずるものである。現在に於て該制度の持つ貿易政策的意義は金融的に虛弱な國の通貨制度の危機を現在以上惡化せしめないで、その範圍內で行ひ得る最大限の貿易關係を維持せしめるに過ぎないのである。若しそれ以上に國際貿易を回復せしめる機能を爲替清算制度に對して期待するならば、二國貿易增加の可能性がその前提として要求される。而して二國貿易への傾向は各國統制經濟政策のに依つて規定せられるのであるからして、爲替清算制度の

今後の發展は、各國統制經濟の動向とその運命を共にするものであると云ひ得やう。

註二九 P. Einzig. Exchange Control. pp. 140-141.

註三〇 League of Nations. ibid. pp. 139-141.

註三一 W. Greiff. a.a. O. S. 43.

註三二 League of Nations. ibid. pp. 38-40.

註三三 League of Nations. ibid. p. 44.

註三四 League of Nations. ibid. p. 46.

註三五 League of Nations. Review of World Trade. 1933. p. 66.

（一九三六、三、五）

井藤半彌著「租稅原則學說の構造と生成」

永田清

一

「租稅原則學說の構造と生成」は井藤博士の力作であると同時に、近時のわが國財政學界における一大收穫でもある。標題だけでは單なる租稅理論研究のやうに見えるが、內容は財政學の基本理論全般に亙るものであつて、その眞摯なる研究態度は、博士の主張に贊すると否とを問はず、讀者をして敬服の念を深からしめるものがある。菊版六五四頁の大冊は理路整然と體系づけられて、大冊にあり勝ちの冗漫な叙述はなく、說明の反復も、博士が自己の主張を強く描き出さんとする場合以外には、之を見出すことが出來ぬ。頁毎に繰り擴げられる論理の展開は眞面目なる讀者を滿足せしめるに充分であらう。

博士は既に「財政學原理」、「統制經濟財政論」、「國家財政概論」を公刊せられてゐるが、これ等の諸著において述べられた基本理論を根柢として「租稅政策論といふ知識體系の論理構造及びその基本原理たる租稅原則に關する學說」（序文一頁）を研究したものが本書である。故に本書の基本的な論構は前揭既刊書において述べられたところと同一であるといつてよい。博士は謂ふ。